

当社HPにある省エネ適判様式の解説

計画書	建築基準法の申請が「 建築確認 」である場合に使用する様式（新規申請）
変更計画書	建築基準法の申請が「 建築確認 」であり、省エネ上の「計画変更」に該当する場合に使用する様式
計画通知書	建築基準法の申請が「 計画通知 」である場合に使用する様式（新規申請）
変更計画通知書	建築基準法の申請が「 計画通知 」であり、省エネ上の「計画変更」に該当する場合に使用する様式
軽微変更該当 証明申請書	省エネ上の「軽微変更ルートC」に該当する場合に使用する様式（建築確認、計画通知どちらでも同じ様式）

※省エネ上の計画変更に該当する変更とは、

- ・【共通】建物用途の変更
 - ・【非住宅】計算方法の変更
 - ・【非住宅】モデル建物法のモデルの変更
 - ・【住宅】仕様基準から標準計算への変更
 - ・【住宅】仕様基準からたすき掛けへの変更
- などが挙げられます。

※省エネ上の計画変更に該当した場合、建築確認でいう「取り下げ再申請」のような手続きとなります。

※上記計画変更に該当しない変更は「軽微変更ルートA、B、C」のいずれかとなります。